

USE REGULATIONS

ご利用規則

ホテルの公共性と安全性を確保し、かつ快適にご滞在いただくため、当ホテルをご利用のお客様には宿泊約款第 10 条にもとづいて、下記の規則をお守りいただくようになっております。

この規則で定められた事項をお守りいただけないときは、宿泊約款第 7 条により、やむを得ずご宿泊またはホテル内の諸施設のご利用をお断り申しあげ、場合によっては責任をおとりいただくこともございますので、特にご留意くださいますようお願い申しあげます。

記

[火災予防上お守りいただきたい事項について]

- (1) ホテル内に暖房用、炊事用などの火器やアイロンなどを持ち込みご使用にならないでください。
- (2) ベッドの中、歩行中など、火災の原因となりやすい場所で喫煙なさないでください。
- (3) その他、火災の原因になるような行為をなさないでください。

[保安上お守りいただきたい事項について]

- (4) ご滞在中、お部屋から出られる際は、施錠をご確認ください。
- (5) フロントへお預けになりました鍵をお受け取りの際は、必ず宿泊カードをご提示ください。
- (6) ご在室中や、特にご就寝の際は、必ずドアの内鍵とドアフックをおかけください。来訪者があったときは、不用意に開扉なさらず、必ずドアスコープをご確認ください。万一、不審者と思われる場合は、お電話でフロントへご連絡ください。
- (7) ご訪問客と客室内でのご面会をご遠慮ください。

[お支払いについて]

- (8) ご宿泊の際、ご到着時にお預り金を申し受けることがございますのでご了承ください。
- (9) ご宿泊中、ご請求申しあげます場合は、ご面倒ながらそのつどお支払いください。
- (10) お部屋から館外へ電話をお掛けになる場合、施設利用料 (30%) を加算させていただいておりますので、ご了承ください。
- (11) ホテル内のレストラン、バーなどをご署名によって利用される場合は、必ず客室の鍵又は宿泊カードをご提示ください。
- (12) 勝手ながら、所定の税金のほか勘定の 10% をサービス料として加算させていただきます。従業員への心づけはご辞退申しあげます。
- (13) ホテル内売店のお買物、飛行機、観光バス等の切符代、タクシー代、郵便切手、お荷物送料等のお立替はお断りさせていただきます。
- (14) お勘定は 5 日毎にお支払いください。5 日以内で 50,000 円を超えた場合、ホテルから請求があった際にお支払いください。
- (15) ご予定宿泊日数を変更なさる場合は、フロントに予めご連絡ください。
- (16) ご予定宿泊日数を延長される場合は、延長以前のお勘定をお支払いください。

[貴重品、お預り品のお取扱いについて]

- (17) ご滞在中の現金・貴重品は、お部屋備え付けの金庫 (無料) をご利用なさるか、フロントへお預けくださいますようお願い申しあげます。

- (18) 客室又はクロークでのお預かり物や洗濯物などの保管は 1 ヶ月までとさせていただきます。お忘れ物や遺失物の処置は法令にもとづいてお取り扱いさせていただきます。

[おやめいただきたい行為について]

- (19) ホテル内に、他のお客様のご迷惑になるようなものをお持ち込みにならないでください。
 - (ア) 犬、猫、小鳥、その他の動物、ペット類。
 - (イ) 不潔なもの、悪臭を発するもの。
 - (ウ) はなはだしく多量な物品。
 - (エ) 火薬又は揮発油など、発火あるいは引火しやすいもの。
 - (オ) 法により所持を許可されていない銃砲、刀剣類など。
- (20) ホテル内で、賭博や風紀・治安を乱すような行為をなさないでください。
- (21) 大声、放歌や喧騒な行為、またテレビやラジオの音量を大きくするなど、他人に嫌悪感を与えたり、迷惑をかけたりなさないでください。
- (22) 廊下やロビーに所持品を放置なさないでください。
- (23) ホテル外から、飲食物の出前をおとりにならないでください。
- (24) 客室やロビーを事務所・営業所など宿泊以外の目的にご使用にならないでください。
- (25) みだりに外来者を客室内に引き入れたり、客室内の諸設備、諸物品を使用させたりなさないでください。
- (26) ホテル内で許可なく、他のお客様に広告、宣伝物を配布したり、物品の販売をなさないでください。
- (27) ホテル内の施設、備品を目的以外の用途に使用なさないでください。
- (28) 客室内の諸設備、備品などを移動なさないでください。
- (29) ホテルの外観を損うような物を窓側に陳列なさないでください。
- (30) ホテルの建築物や設備に異物をとりつけたり、現状を変更するような加工をなさないでください。
- (31) ホテルの建物等、諸設備の損傷、紛失については実費を申しあげます。
- (32) ビーチで泳ぐ際はビーチ内に提示されております「海水浴の注意」に従ってください。
- (33) ビーチ内に割れもの、その他危険物をお持ち込みにならないでください。
- (34) 宿泊登録をされていない方はご宿泊になれません。また、登録後にご宿泊人数が変更になる場合、必ずフロントまでご連絡ください。
- (35) 未成年者のみのご宿泊は、特に保護者の許可のない限り、お断りいたします。
- (36) ホテル内で撮影した写真及び映像を許可なく営業上の目的で公になさることは法的措置の対象となることがあります。
- (37) 室内着及び室内用スリッパにて廊下、ロビー等客室以外の施設をご利用にならないでください。
- (38) ホテルの全施設におきまして、ワンポイントのファッションタワーを含む全ての入れ墨の露出はご遠慮願います。

ACCOMMODATION CONTRACTS

宿泊約款

(適用範囲)

第1条

- 1 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条

- 1 当ホテルに宿泊契約の申込みをなさる方は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による）
 - (4) その他、当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条

- 1 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指示した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払い期日を指定するにあたり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする場合)

第4条

- 1 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは契約の成立後、同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2 宿泊特約の申込みを承諾するにあたり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条

- 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - (イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条

第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

- (ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - (ハ) 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (9) 沖縄県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条

- 1 宿泊客は、当ホテルに申し出て宿泊契約を解除することができます。
- 2 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払い期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるにあつて、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
- 3 宿泊客が当ホテルに連絡しないで宿泊日当日の午後10時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

第7条

- 1 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められたとき。
 - (2) 宿泊客が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - (イ) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - (ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - (ハ) 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (3) 宿泊客が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 沖縄県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。

ACCOMMODATION CONTRACTS

宿泊約款

- (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他、当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。
- 2 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条

- 1 宿泊客は宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業。
- (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日。
- (3) 出発日及び出発予定時刻。
- (4) その他、当ホテルが必要と認める事項。
- 2 宿泊客が第12条の料金の支払いを旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行うとすときは、あらかじめ前項の登録時にそれを示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条

- 1 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後2時から翌朝11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2 当ホテルは前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
- (1) 14:00までは、室料金の30%
- (2) 17:00までは、室料金の50%
- (3) 17:00～は、室料金の100%

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(主な施設)

第11条

1 当ホテルの主な施設は次のとおりとし、詳しい営業時間は備え付けのパンフレット、各所の掲示客室内のサービスディレクトリー等でご案内いたします。

- (1) フロント・キャッシャー等サービス時間：
門限 _____ なし
フロントサービス _____ 24時間
エクスチェンジャーサービス _____ 24時間
- (2) 料飲施設：
A. 和琉炉端焼「ゆらぎ月」
B. オールデイダイニング「コラーロ」
C. ラウンジ・バー「ラナイ」
D. カフェテラス「ボワール」(季節営業)
- (3) 付帯サービス施設：
A. ゼネラルショップ「マハロ」
B. スーベニアショップ「コナ」
C. プール
D. 大浴場・サウナ
E. マッサージ

- 2 前項の時間は、シーズンの状況等により変更することがあります。その場合には、適切な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条

- 1 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認

めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等に代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

- 3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

第13条

- 1 当ホテルは宿泊契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 2 当ホテルは消防機関から防火基準点検済証交付を受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供がないときの取扱い)

第14条

- 1 当ホテルは宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
- 2 当ホテルは前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料は支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条

- 1 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価格の明示を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは15万円を限度としてその損害を賠償します。
- 2 宿泊客が、当ホテル内にお持込になった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客があらかじめ種類及び価格の明示のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き15万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条

- 1 宿泊客の手荷物が宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れていた場合は、当ホテルが一定期間お預かりし、その後遺失物法の規定に基づき処理させていただきます。
- 3 第2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

ACCOMMODATION CONTRACTS

宿泊約款

(駐車 の 責任)

第17条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両キーの委託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

(別表第1)

宿泊料金等の内訳 (第2条第1項及び第12条第1項関係)

内 訳	
宿泊客が支払うべき総額	①基本宿泊料(室料/室料+朝食料/室料+朝食料+夕食料) ②サービス料(①×10%)
	③飲食物(又は追加飲食、朝食、夕食以外の飲料)及び その他の利用料金 ④サービス料(③×10%)
税金	⑤消費税

備 考

- 基本宿泊料はタリフに掲示する料金表によります。
- 子供料金は12歳未満に適用し、大人に準じる食事と寝具を提供したときは大人料金の70%、子供用食事と寝具を提供したときは50%、寝具のみを提供したときは30%をいただきます。

(別表第2)

違約金 (第6条第2項関係)

取消日	予約人数			
	1名～ 14名	15名～ 30名	31名～ 100名	101名 ～
不泊	100%	100%	100%	100%
当日	100%	100%	100%	100%
前日	50%	50%	80%	80%
2日前	30%	30%	50%	50%
3日前	30%	30%	30%	50%
5日前	—	30%	30%	30%
6日前	—	—	20%	30%
7日前	—	—	20%	30%
8日前	—	—	10%	15%
14日前	—	—	10%	15%
15日前	—	—	—	10%
30日前	—	—	—	10%

(注) 1 %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

- 連泊予約における[全部] 取消について
連泊予約において、全ての宿泊を同時に取消した場合、それぞれの宿泊日ごとに、「別表第2」に基づく取消料がかかります。

- 連泊予約における[一部宿泊数] 取消について
連泊予約において、一部の宿泊日を取消した場合は、取消した日数にかかわらず、1日分の取消料がかかります。
取消料率の基準は取消した宿泊日の最初の日にかかる取消料率を適用します。
- 一部人員減少における取消料について
予約人数の一部について取消があった場合、予約人数にかかわらず、取消した人数に対して、「別表第2」に基づく取消料がかかります。
- 22時を過ぎても宿泊予約客未着の予約客室の取扱いについて
他のお客様に販売する場合があります。